

保育所・認定こども園等の整備事業に 長期・固定・低利で融資しています

当機構では、保育所や特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の**新築、改築、内部改修**等の際に、国の政策に即した事業を推進するために融資条件を優遇しています。

その中から、保育所等の施設整備にご活用いただける優遇融資メニューをご案内いたします。融資制度の詳細については、下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。



利用できる整備の例

建築

築40年の園舎(定員90名)を改築
事業費 約310,000千円



改修

外壁塗装や給排水設備の更新などの修繕
事業費 約48,000千円

購入

園庭を拡張するため隣地の購入
事業費 約20,000千円



保育関連施設等の整備にかかる優遇融資（令和6年度まで）

事業費の**最大95%まで**の融資が可能

償還期間は、**最長30年**可能

うち、**最長3年**の元金据置期間中は**無利子**

さらに、**老朽改築（民老）**の対象事業の場合、
元金据置期間後も**一部無利子**

【注意】借入申込受理の手続きが完了する前に、工事請負契約や土地建物の売買契約または工事着工を行った場合、原則、融資の対象外となりますのでご注意ください。

- ※ 上記内容は、令和5年12月1日時点での融資条件になります。条件は、ご計画の内容によって異なります。
- ※ 上記以外にも優遇融資制度がございますので、詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。
- ※ 融資限度額の算定については、通常（1）、（2）で算出した額のうち、いずれか低い額になります。
（1）（所要額 - 法的・制度的補助金）× 融資率、（2）担保評価額 × 70%
- ※ 老朽改築事業の一部無利子貸付は、行政との協議において「**老朽民間社会福祉施設整備事業（民老）**」と認められる必要があります。
- ※ ご融資には所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

▼融資制度の詳細はこちら
パンフレット
「2023年度福祉貸付事業
融資のご案内」



■保育関連施設等の制度概要■

対象施設	・保育所・小規模保育事業・幼保連携型認定こども園・放課後児童健全育成事業 ・認可外保育施設（補助金・交付金の決定により認可を得る見込みがあるもの） ・企業主導型保育事業（当機構の融資の対象施設・事業で働く人のために設置するもの）
金利	①完全固定 ②10年見直し（10年経過毎に利率を見直し） のいずれかを選択
担保	原則、融資の対象となる施設 及び 事業の運営に利用する敷地
保証人	①保証人不要制度（貸付利率に0.05%上乗せ） ②連帯保証人制度 のいずれかを選択

（参考）令和5年12月1日現在

30年償還の場合

固定 **1.6%**
10年見直し **1.0%**



詳細・お問合せはこちら — 当機構の長年の融資実績や全国データに基づく専門的なアドバイスを行っています —

（独）福祉医療機構 推進課

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

☎ 03-3438-9283（営業時間9:00～17:00）

✉ wam-p@wam.go.jp ※お問合せはこちらからも承っております

